

熊本県リトルエンジェル支援事業（極低出生体重児支援事業）実施要領

（目的）

第1 極低出生体重児とその保護者の愛着形成を支援し、また、極低出生体重児の医療情報等を登録することにより、関係機関が連携しながら児の健やかな成長発達を促し、保護者の育児不安の軽減を図ることを目的とする。

（事業の実施）

第2 事業の実施については、熊本県、市町村及び NICU を有する医療機関が連携して実施する。

（対象者）

第3 県内に居住する極低出生体重児（出生体重が 1,500g 未満の児、以下、「児」という。）及び児の保護者とする。

（事業内容）

- 第4 第1項の目的を遂行するために、次の各号に掲げる事業を行う
- 1 保護者への「リトルエンジェル手帳」（以下、「手帳」という。）の交付
 - 2 保護者への臨床心理士によるカウンセリングを通じた心理的ケアの実施
 - 3 保健師の医療機関訪問による、保護者及び医療関係者との面談
 - 4 保健師による、退院後の家庭訪問の実施
 - 5 県保健所による保護者及び児の交流会の実施
 - 6 適切な時期（key age）のフォローアップ健診の実施
 - 7 医療機関と療育機関、市町村、保健所等との連携会議、合同研修会の開催
 - 8 その他必要な事業の実施

（実施方法）

第5 第4項の事業は、下記の手順で行う。

1 手帳の交付及び事業の同意について

- (1) 児が入院した医療機関の医師は、保護者に対してその心身状況を考慮しつつ産後速やかに本事業の説明を行ったうえで手帳を交付し、本事業による支援を希望する者には、「リトルエンジェル支援事業（極低出生体重児支援事業）に関する同意書」（様式第1号）（以下「同意書」という。）の提出を求めるとともに、その写し及び未熟児出生連絡票（熊本県未熟児訪問指導事業実施要項の別紙第1号様式）を児の居住地を管轄する市町村に送付する。
- (2) 県外で出生した児については、市町村が本事業の説明及び手帳の交付を行い、「リトルエンジェル支援事業（極低出生体重児支援事業）に関する同意書（県外医療機関搬送による入院児用）」（様式第1号-②）の提出を求める。

2 個人票及び台帳の作成について

上記1により、医療機関から情報提供があった場合、市町村及は、「リトルエンジェル支援事業（極低出生体重児支援事業）対象者個人票（以下、「個人票」という。）（様式第2号）及び台帳（様式第3号）を作成し、必要事項を記載しながら管理する。

3 臨床心理士によるカウンセリングについて

医療機関の臨床心理士は、保護者にカウンセリングを実施し、その結果を「カウンセリングレター」（様式第4号）に記載のうえ、速やかに各市町村へ送付する。

4 保健師による 退院前医療機関訪問について

(1) 第1項に基づき同意書の写し等の送付を受けた市町村は、医療機関から退院前に連絡があったときは、保護者及び児が出生した医療機関と日程を調整のうえ、同医療機関を訪問し、保護者及び医療機関と面談を行う。

(2) 保健所は、必要に応じて、市町村(熊本市を除く)の支援を行う。

5 保健師による退院後の家庭訪問について

(1) 児が入院した医療機関は、児の退院日を市町村へ連絡する。

(2) 市町村は、児の退院後の家庭訪問を実施する。

(3) 保健所は、必要に応じて市町村（熊本市を除く）を支援する。

6 保護者と児の交流会の開催について

(1) 県保健所は市町村と連携し、連携のうえ保護者と児の交流会を開催し、参加者の相談に応じるとともに、児の心身の状況を把握し、育児のアドバイス等を行う。

(2) 保健所長は、保護者と児の交流会実施計画書（様式第5号）を4月20日までに、「リトルエンジェル支援事業（極低出生体重児支援事業）報告書」（様式第5号―②）を次年度の4月20日までに子ども未来課長へ提出する。

7 フォローアップ健診の実施及び結果報告について

(1) 医療機関は、フォローアップ健診（発達遅滞や知的障害等の精神面の評価を含む）を、修正月齢1歳6か月～1歳8か月、暦年齢3歳～3歳4か月で実施するものとする。

(2) 医療機関は、フォローアップ健診の結果について、フォローアップ健診連絡票（様式第6号）に、極低出生体重児発達健診用紙（様式第7・8号）と新版K式発達検査2001（様式第9号）の写しを添付し、児の居住地を管轄する市町村長に送付する。医療機関が総合周産期母子医療センターに送付する時は、IDを付して個人が特定されない状態で報告するものとする。

(3) 医療機関は、極低出生体重児発達健診用紙（様式第7・8号）を総合周産期母子医療センター長（熊本市市民病院）に送付する。

(4) 総合周産期母子医療センターは、医療機関から報告のあった結果を分析し、子ども未来課が行うリトルエンジェル支援事業連携会議（以下、「連携会議」という。）にお

- いて、その結果等について報告する。
- (5) 医療機関等がリトルエンジェル支援事業で収集したデータを利用する場合は、連携会議において承認を得るものとする。
 - (6) 市町村は、フォローアップ健診の結果について把握し、児に療育等が必要な場合は、関係機関と連携し支援する。

8 連携会議等について

子ども未来課長は、関係医療機関、療育機関、市町村、保健所等による連携会議及び合同研修会を開催する。

9 留意事項について

その他、留意する事項については別に定める。

附則

この要領は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 19 年 4 月 2 日から施行する。

附則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 23 年 4 月 26 日から施行し、4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。